



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第5号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(五五・こども課)二

○佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

(五六・私学文化課)二

○佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則

(五七・環境課)三

○佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

(五八・健康福祉本部)三

(五九・地域福祉課)五

(六〇・母子保健福祉課)五

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(六一・〃)八

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

(六二・〃)八

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(六三・生活衛生課)七

○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

(六四・〃)七

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(六五・〃)二〇

公布された規則のあらまし

○佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五五号)

1 行政事件訴訟法の改正に伴い、様式の整備を行うこととした。 (様式第九号関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

- 1 私立学校法が改正され、私立学校審議会の構成に係る規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 1 佐賀県花と冒險の島のコテージの休館日を定めることとした。 (第一二条の八関係)
 - 1 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - 2 ○佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則 (規則第五八号)
 - 1 水質基準に関する省令が改正され、水質の検査項目が追加されたことに伴い、使用料又は手数料の額を定めることとした。 (第二条及び別表関係)
 - 2 その他保健所の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。
 - 3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - 2 ○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (規則第五九号)
 - 1 生活扶助費のうち人工栄養費が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。 (第四条及び様式関係)
 - 1 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - 2 行政事件訴訟法の改正に伴い、様式の整備を行うこととした。 (様式関係)
 - 1 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - 3 ○児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則 (規則第六〇号)
 - 1 慢性疾患のため長期療養を必要とする児童等に対し当該疾患の治療方法に関する研究等に資する事業を行う場合の負担金の支払等の手続について定めることとした。 (第二条から第四条まで及び様式第一号の二関係)
 - 1 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - 2 行政事件訴訟法の改正に伴い、様式の整備を行うこととした。 (様式第一号関係)
 - 1 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第六一号）

- 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改めたこととした。（第二条関係）
- この規則は、公布の日から施行することとした。

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（規則第六二号）

- 児童福祉法が改正され、保護受託者制度が廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行なうこととした。
- この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第六三号）

- 水質基準に関する省令が改正されたことに伴い、水質検査の方法に関する規定について所要の改正を行なうこととした。（別表関係）
- この規則は、公布の日から施行することとした。

○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第六四号）

- 狂犬病予防技術員が犬の捕獲業務に従事するときは証票を携帯することとした。狂犬病予防技術員指定解除届を提出することとした。（第一条関係）
- 狂犬病予防技術員指定の解除を受けける場合は、狂犬病予防技術員指定解除届を提出することとした。狂犬病予防技術員指定の解除を受けける場合は、狂犬病予防技術員指定解除届を提出することとした。（第一条関係）

(第四条関係)

- その他所要の改正を行なうこととした。
- この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第六五号）

- 水質基準に関する省令が改正されたことに伴い、水質検査の方法に関する規定について所要の改正を行なうこととした。（別表関係）
- この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。
平成十七年三月三十一日

●佐賀県規則第五十五号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年佐賀県規則第四十一号）
の一部を次のように改正する。

様式第九号中

「この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して、異議申立てをすることができます。」

「この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して、異議申立てをすることができます。」

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分を知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十六号

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県私立学校等に関する規則（平成十四年佐賀県規則第四十四号）の一部
を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 第十条及び第十二条を次のように改める。

第十条及び第十二条 削除

様式第二十四号及び様式第二十五号を次のように改める。

様式第24号及び様式第25号 削除

様式第三十二号中「趣事」を「趣事」に改める。」

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十七号

佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則

佐賀県観光施設管理規則（平成元年佐賀県規則第十七号）の一部を次のように

に改正する。

目次中「第二節 自然体験ハウス（第十二条の六・第十二条の七）」を

「第二節 自然体験ハウス（第十二条の六・第十二条の七）

第三節 コテージ（第十二条の八）」に改める。

第四章中第十二条の七の次に次の二節を加える。

第三節 コテージ

（休刊日）

第十二条の八 コテージの休館日は、次のとおりとする。

一 一月一日から同月三日までの各日

二 月曜日（当該月曜日が休日に当たる場合を除く。）

三 休日の翌日

四 十二月二十九日から同月三十一日までの各日

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十八号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則（昭和三十三年佐賀県規則第六十三号）の一部を次のように改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条

とする。

別表の健康診断の項目

「 し尿検査のうち飲食物取扱者及び水道関係者について法令

の規定により、又は飲食物取扱者等について行政指導により行う細菌培養検査

一件につき 三〇〇

を

し尿検査のうち、水道関係者について法令の規定により、又は飲食物取扱者等について行政指導により行う細菌培養検査

一項目 二項目 三項目

一件につき 一件につき 一件につき

四〇〇 七九〇 八二〇

に

改め、同表の予防接種の項目を削り、同表の水質検査の項目中

「水質基準に関する省令（平成十五年厚生省令第六十九号）の表の一の項、二の項の上欄に掲げる事項に関する検査」	「細菌学的検査（大腸菌群定性を除く。）」	「理化学的検査」
「細菌学的検査（一般細菌検査）」	「細菌学的検査（大腸菌定性）」	「細菌学的検査（大腸菌群定性MMO-MUG法を除く。）」
「一件につき六、四〇〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」	「一件につき三、三八〇」	「一件につき三、三八〇」
「一件につき二、三一〇件につき三、八八〇」	「一件につき二、三一〇件につき三、八八〇」	「一件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」
「七、一五〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」	「七、一五〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」	「六、四〇〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」
「三、三八〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」	「三、三八〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」	「三、三八〇件につき二、二二〇件につき三、〇三〇」

「一九、○五〇」を「一七、一五〇」に、「一八、七五〇」を「一二、五〇〇」に、「一、九〇〇」を「三、五三〇」に、「一、八三〇」を「三、一五〇」に改め、同表のごみ検査の項中「一、一〇〇」を「一、四〇〇」に改め、同表の食品検査の項中「七七〇」を「一、八〇〇」に、「五、七三〇」を「六、六〇〇」に、「一、四五〇」を「一、七四〇」に、「一、九一〇」を「五、二五〇」に、「五、八〇〇」を「九、三八〇」に、「九、九九〇」を「一四、五五〇」に、「一七、○八〇」を「一四、一五〇」に、「三三、五八〇」を「三七、八九〇」に、「一、七五〇」を「三、九一〇」に、「七、一一〇」を「七、九〇〇」に、「三、○五〇」を「三、四五〇」に、「一、九〇〇」を「三、一〇〇」に、「一、九三〇」を「三、一〇〇」に改め、同表の器具、容器及び包装の規格試験の項中「七、六一〇」を「一〇、一四〇」に、「一、一一〇」を「一八、三〇〇」に、「一八、四五〇」を「三一、四六〇」に、「一四、四六〇」を「三九、○三〇」に改める。

查

（経過措置）この規則は、平成十七年四月一日から施行する

2 ノの規則による改正後の佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の規定は、ノの規則の施行の日以後に行われる依頼に係る使用料について適用し、回田

前に行われた依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十九年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のよう

うに改正する。

第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号から第十二号ま

でを一空行へ繰り上げる。

様式第十三号を次のよう改める。

様式第十三号 削除

様式第十七号及び様式第六十一号の注を次のよう改める。

(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の

翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすること

ができます。

2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後は、

後でなければ提起できません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第六十二号の趣を次のよう改める。

(注) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をることができます。

また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を

改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和五十五年佐賀県規則第四十一号）の一部を次のよう改める。

第一条中「第七項」を「第八項」とし、「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改める。

第一条第一項中「第十一条第一項」の下に「又は第十一條の九の二」を、

「第五十条第四号」の下に「又は第五号の二」を加える。

第三条第一項中「第十一条第一項」の下に「若しくは第十一條の九の二」

を加え、同条第1項中「第五十条第四号」の下に「又は第五号の1」を「育成医療券」の下に「又は小児慢性特定疾患医療受診券（様式第一号の1）」を加える。

第四条中「第五十条第四号」の下に「及び第五号の1」を加える。

様式第一号中

「この決定に不服があるときは、この通知のあつた日の翌日から起算して60日以内に佐賀県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。」

「この決定に不服があるときは、この通知のあつた日の翌日から起算して60日以内に佐賀県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。」

に

また、この決定を知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消しの訴え提起することができます。

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第3条関係)

小児慢性特定疾患医療受診券							
公費負担番号							
公費負担医療の受給者番号							
受 診 者	居住地						
	氏名						
	生年月日						
病名							
受 診 医 療 機 関	所在地						
	名称						
	診療科目						
	所在地						
	名称						
	診療科目						
認定年月日							
有効期間							
月額自己負担限度額		外来	円				
		入院	円				
知事名及び印		佐賀県知事					
交付年月日							

注 記載されている疾病及び当該疾患に附隨して発現する傷病以外の治療には使用できません。

印

(附則)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十一号

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十五条の二第一項各号」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十二号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成十年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「を居住地を管轄する保健所長を経由して、知事に提出することにより行う」を「による」に改める。

第五条を次のように改める。

(里親の申請)

第五条 里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号）第六条の規定（同令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）による里親の申請は、里親申込書（様式第三号）によるものとする。様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

育成医療給付申請書

申請者 (保護者)	ふりがな					
	氏名					
	本人との続柄	父	母	その他()		
	電話番号	自宅 () -		昼間連絡ができる番号		
住所						
本人 (児)	ふりがな					
	氏名				男	女
	生年月日	年 月 日				
住所						
被保険者証	種類	政府・船員・日雇・組合・共済・国保・生保(該当するものに○をつけてください。)				
	記号	番号	保険者名 (被保険証 証発行機関 名)	市・町・村(国保) 社会保険事務局 共済組合 健康保険組合		
	希望する指定医療機関名					
身体障害者 手帳番号				障害等級		

別添関係書類を添えて、上記のとおり育成医療の給付を申請します。

年 月 日

佐賀県知事 様

注 1 関係書類として、育成医療意見書(別紙1)及び世帯調書(別紙2)、健康保険証を呈示してください。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

3 申請を行う際には、健康保険証を提示してください。

保健所受付印

別紙1

(表)

育成医療意見書				
本人氏名		男・女	生年月日	年月日
本人住所				
病名	(先天性・後天性)	発病年月日	年月日	
不自由の状況	該当する番号に○印を付けてください。下記のいずれかに該当する方のみが対象です。			
	1 肢体不自由	5 心臓障害		
	2 視覚障害	6 腎臓障害		
	3 聴覚・平衡機能障害	7 その他の内臓障害		
	4 音声・言語・そしゃく機能障害	8 免疫の機能障害		
身体障害者福祉法 第4条 別表 ____ の ____ に掲げる程度の				
1 障害を有する 2 障害を残すおそれがある。 (現存する疾患を放置した場合) <div style="float: right; margin-top: -20px;"> (裏面を参考にして、別表の該当する記号を記入し1、2のいずれかを○で囲むこと。) </div>				
具体的な状況				
(注) 確実な治療効果が期待できるものであること。				
治	手術日	手術 年 月 日	(給付の始期は、手術日の最大7日前とする。)	
	治療見込 期間	入院 年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
		通院 年 月 日から 年 月 日まで (回)		
療	医療費 概算額	訪問看護 年 月 日から 年 月 日まで (回)		
		入院治療費 通院治療費 訪問看護等	円	計
治療後における障害の回復 状況の見込み		治療用補装具の必要性(要・否) 補装具名()		
上記のとおり診断し、その医療費を概算します。				
年 月 日				
指定医療機関の名称及び所在地				
担当医師名				

(裏)

○身体障害者福祉法○

別表（第4条、身体障害者の定義による別表）

1 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- (1) 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- (2) 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- (3) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- (4) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- (1) 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- (2) 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- (3) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- (4) 平衡機能の著しい障害

3 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- (1) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
- (2) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

4 次に掲げる肢体不自由

- (1) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- (2) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて、一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- (3) 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
- (4) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (5) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- (6) 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

5 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※

※
その他政令で定める障害（身体障害者福祉法施行令第36条）

法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 1 ぼうこう又は直腸の機能
- 2 小腸の機能
- 3 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

別紙2

(表)

世帯調査書

児童の属する世帯構成者 (全員)	世帯の状況					課税状況		備考	
	世帯構成者氏名	続柄 (本人 中心)	性別	生年月日	職業(勤務先)		市町村民税		所得割額
					(現在)	(前年)			
受療者 申請者	本人								
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								
世帯区分	A 被保護世帯	B 市町村民税非課税世帯	C () 所得税非課税世帯 (市町村民税所得割 有・無)				D () 所得税課税世帯 (税額 円)		
負担金 月額	入院 () 円 通院 () 円		確認年月日 担当職員名	年 月 日					

注 1 太線内のみご記入ください。

2 職業(前年)については、現在と同一であれば記入の必要はありません。

また、職業が複数の場合は、できるだけ詳しく記入してください。

3 この調査に添付する証明書については、裏面のとおりです。

(裏)

児童本人、児童の属する世帯の扶養義務者及び児童と世帯を一にしないが現に児童に対して扶養を履行している扶養義務者（世帯外扶養義務者）について、次のとおり世帯区分を証明する関係書類を添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で18歳未満の者は、未就業であれば添付は不要です。

ア 世帯区分Aの証明書（生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。））

被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書

イ 世帯区分Bの証明書（市町村民税非課税世帯）

市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村税の特別義務者の証明書

ウ 世帯区分Cの証明書（所得税非課税世帯）

所得税非課税であることを証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

エ 世帯区分Dの証明書（所得税課税世帯）

所得税課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

様式第2号(第4条関係)

療育給付申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

別紙関係書類を添えて下記のとおり療育給付を申請します。

申請者氏名 _____ 印 本人との続柄 _____

申請者住所 _____

本人 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日	電話番号 (自宅)	
住 所					昼間の 連絡先	
被保険者の 記号番号		保険者等の 名 称		希望する指定 療育機関		

療育給付意見書

病 名			発病年月日		年 月 日	
症 状						
検査日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
血 沈	1時間値	ミリ	ミリ	ミリ	ミリ	ミリ
	2時間値	ミリ	ミリ	ミリ	ミリ	ミリ
肺活量		cc	cc	cc	cc	cc
体重		kg	kg	kg	kg	kg
結核菌 検査	塗末 培養	号 個	号 個	号 個	号 個	号 個
これまでに 行われた治療						
今後の方針						
治療見込期間		年 月 日 ~			年 月 日	
学習を行うに ついての意見						

上記のとおり診断する。

年 月 日

指定療育機関所在地及び名称

医師氏名

印

申請 受付 年月		進 達 年月日		決 定 年月日		経由 保健所	
----------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--

注 1 関係書類として、世帯調書(別紙)を呈示してください。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

別紙

(表)

世帯調書

児童の属する世帯構成者 (全員)	世帯の状況						課税状況		備考
	世帯構成者氏名	続柄 (本人 中心)	性別	生年月日	職業(勤務先)		市町村民税		
					(現在)	(前年)	均等割 の有無	所得割 の有無	
受療者 申請者	本人								
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								
世帯区分	A 被保護世帯	B 市町村民税非課税世帯		C () 所得税非課税世帯 (市町村民税所得割 有・無)				D () 所得税課税世帯 (税額 円)	
負担金 月額	入院 (通院 ()円		確認年月日		年 月 日			
				担当職員名					

注 1 太線内の記入ください。

2 職業(前年)については、現在と同一であれば記入の必要はありません。

また、職業が複数の場合は、できるだけ詳しく記入してください。

3 この調書には、世帯区分に応じて、裏面の証明書を添付してください。

(裏)

児童本人、児童の属する世帯の扶養義務者及び児童と世帯を一にしないが現に児童に対して扶養を履行している扶養義務者（世帯外扶養義務者）について、次のとおり世帯区分を証明する関係書類を添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で18歳未満の者は、未就業であれば添付は不要です。

ア 世帯区分Aの証明書（生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。））

被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書

イ 世帯区分Bの証明書（市町村民税非課税世帯）

市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村税の特別義務者の証明書

ウ 世帯区分Cの証明書（所得税非課税世帯）

所得税非課税であることを証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

エ 世帯区分Dの証明書（所得税課税世帯）

所得税課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条及び様式第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和二十三年佐賀県規則第六十二号）の一部を次のようにより改正する。

別表中「検査基準」を「水質基準」に改め、同表の備考の1の(1)を次のように改める。

(1) 濁度については、比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法とすること。

別表の備考の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十四号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十九年佐賀県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第一項」に、「様式」を「様式第一号」に改め、同条に次の三項を加える。

2 狂犬病予防技術員には、証票（様式第二号）を交付する。

3 狂犬病予防技術員は、犬の捕獲業務に従事するときは、狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）別記様式第六に定める証票のほか、前項の証票を携帯しなければならない。

4 狂犬病予防技術員が指定の解除を受けようとするときは、狂犬病予防技術員指定解除届（様式第三号）を提出するとともに、第一項の証票を返納しなければならない。

第四条第一項第一号中「三百五十円」を「四百円」に改め、同項第一号中「三千六百六十円」を「四千円」に改める。

様式中「第2条により」を「第2条第1項により」に改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

(1) 濁度については、比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法とすること。

別表の備考の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

様式第2号（第2条関係）

(表面)

<p>第 号</p> <p>氏名 年 月 日生</p> <p>狂犬病予防技術員の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>佐 賀 県</p>	<p>写真ちよう付面</p>
---	----------------

(裏面)

<p>狂犬病予防法抜すい (抑留)</p> <p>第6条 予防員は、第4条に規定する登録を受けず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。</p> <p>2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。</p>	<p>狂犬病予防法施行規則抜すい (狂犬病予防技術員)</p> <p>第14条 法第6条第2項の捕獲人を狂犬病予防技術員と称し、同条第6項において準用する第3条第2項の規定によるその身分を示す証票は、別記様式第6による。</p> <p>狂犬病予防法施行細則抜粹 (狂犬病予防技術員)</p> <p>第2条（第1項及び第2項略）</p> <p>3 狂犬病予防技術員は、犬の捕獲業務に従事するときは、様式第2号による証票を携帯しなければならない。</p>
--	---

様式第3号（第2条関係）**狂犬病予防技術員指定解除届**

狂犬病予防員として指定の解除を受けたいので、狂犬病予防法施行細則第2条第3項により届け出ます。

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者　住所

氏名

(印)

注　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十四年佐賀県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「検査基準」を「水質基準」に改め、同表の備考の1の(1)を次のように改める。

(1) 濁度にあつては、比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散

乱光測定法又は透過散乱法とすること。

別表の備考の1中(3)を(1)、(2)を(3)、(1)の次に次のように加べる。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。